

石川県公報

平成31年3月29日（金曜日）

号 外

（第 23 号）

目 次

教育委員会	
○石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則	5
○石川県市町立学校教職員の人事評価に関する規則の一部の施行期日を定める規則	6

教 育 委 員 会

石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第二号

石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則

石川県教育職員免許法令施行細則（昭和四十三年石川県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（関係法令等の略称等）

第二条 この規則において、次の表の上欄に掲げる法令は、それぞれ当該下欄に掲げるように略称する。

上 欄	下 欄
教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）	免許法
教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）	免許法施行規則
教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第五百五十八号）	改正法
小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）	特例法施行規則

2 この規則において「各科目」とは、教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導演法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導演法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、養護に関する科目、栄養に係る教育に関する科目、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等及び大学が独自に設定する科目をいう。

第四条第二項を次のように改める。

2 前項の証明を得られない場合の学力の検定の方法は、別に定める。

第五条中「改正法附則」を「又は改正法附則」に改め、「又は施行法第二条第一項の表の第二十号の二、第二十号の四若しくは第二十号の五」を削る。

第六条第一項中「教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目」を「各科目」に改め、同項第一号の表、第二号の表、第三号の表、第四号の表及び第五号の表中「教科に関する科目」を「教科に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「各教科の指導演法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に、「教科又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改め、同項第六号の表中「教科に関する科目」を「領域に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「保育内容の指導演法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に、「教科又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改め、同項第七号の表中「教科に関する科目」を「領域に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関

する科目」を「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改め、同条第二項中「教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目」を「各科目」に改め、同項第一号の表、第二号の表及び第三号の表中「教科に関する科目」を「教科に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に、「教科又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改め、同項第四号の表中「教科に関する科目」を「領域に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に、「教科又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前二項の各号の表の定める各科目の単位は、免許法施行規則第二条から第五条までに定める単位の修得方法の例による。

第七条中「養護に関する科目、教職に関する科目及び養護又は教職に関する科目」を「各科目」に改め、同条第一号の表及び第二号の表中「教職に関する科目」を「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に、「養護又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改める。

第八条中「栄養に係る教育に関する科目及び教職に関する科目」を「及び各科目」に改め、同条の表中「教職に関する科目」を「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改める。

第八条の二の表を次のように改める。

受けようとする免許状の種類	有すること を必要とする学校の免許状	受けようとする免許状に関する在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	最低修得単位数		合計単位数	
				各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		
小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭 普通免許状	一年		七単位	一単位	二単位	一〇単位
	中学校教諭 普通免許状	一		七		二	九
中学校教諭二種免許状	小学校教諭 普通免許状	一	七単位	二		二	二
	普通免許状	二	五	一		二	八
	高等学校教諭 普通免許状	一		一	一	一	三単位 六
高等学校教諭 一種免許状	中学校教諭 普通免許状 (二種免許状を除く。)	一		一		二	六 九

備考 この表の規定による単位の修得方法は、免許法施行規則第十八条の二に定める習得方法の例にならうものとする。

第九条中「教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目」を「各科目」に改め、同条の表中「教科に関する科目」を「教科に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に、「教科又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改める。

第十条の表中「教科に関する科目」を「教科に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改める。

第十一条第一項第三号イ中「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 免許法施行規則第二条第二項の表備考第九号(同号により同様とされる同規則第三条第一項の表の場合を含む)、第四条第一項の表備考第八号(同号により同様とされる同規則第五条第一項の表の場合を含む)又は第七条第一項の表備考第四号に該当する者にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、実務に関する証明書(様式第四号)を提出しなければならない。

第十二条及び第十二条の二を削り、第十一条の二を第十二条とする。

第十三条第一項中「又は改正法附則第五項」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 教育職員検定願(様式第五号。以下同じ。)

第十三条第一項第四号中「様式第七号の二又は様式第七号の四」を「又は様式第七号の三」に改め、同項第五号中「様式第七号の三」を「様式第七号の二」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項中「附則第十八項」を「附則第十七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「附則第十九項」を「附則第十八項」に改め、同項を同条第六項とする。

第十五条及び第十六条を削り、第十六条の二を第十五条とし、第十七条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(自立教科等の免許状の授与の出願)

第十七条 免許法第十七条第一項の規定により、自立教科等の免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

- 一 自立教科等教育職員免許状授与願(様式第十号)
- 二 履歴書
- 三 免許法施行規則第六十四条第一項の表に掲げる基礎資格の証明書
- 四 学業成績証明書
- 五 国籍等の記載のある住民票の写し
- 六 誓約書
- 七 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

第十八条及び第十九条を削る。

第二十条第一項第一号イ中「様式第十二号」を「様式第十一号」に改め、同項第二号ロ中「様式第十二号」を「様式第十二号」に改め、同条第二項中「様式第十三号の二」を「様式第十三号」に改め、同条を第十八条とする。

第二十一条を第十九条とし、第二十一条の二を第二十条とし、第二十二条を第二十一条とし、第二十三条を第二十一条とする。

第二十四条第二項中「第二十条」を「第十八条第二項」に改め、同条を第二十三条とし、第二十五条を第二十四条とし、第二十六条を第二十五条とする。

様式第五号中「第12条題系」を「第13条題系」に改める。

様式第七号を削り、様式第七号の二を様式第七号とし、様式第七号の三を様式第七号の二とし、様式第七号の四を様式第七号の三とする。

様式第八号中「第16条の2題系」を「第15条題系」に改める。

様式第九号中「第17条題系」を「第16条題系」に改める。

様式第十号中「第18条題系」を「第17条題系」に改める。

様式第十一号を削る。

様式第十二号中「第20条題系」を「第18条題系」に改め、同様式を様式第十一号とする。

様式第十三号中「第20条題系」を「第18条題系」に改め、同様式を様式第十二号とする。

様式第十三号の11中「第20条関係」を「第18条関係」に改め、同様式を巻末編十川の中へ移す。

様式第十四号中「第21条関係」を「第19条関係」に改める。

様式第十四号の11中「第21条の2関係」を「第20条関係」に改める。

様式第十五号中「第22条関係」を「第21条関係」に改める。

様式第十六号から様式第十八号までを次のように改める。

様式第16号(第23条関係)

	(教育職員) 特別免許状
	本籍地 氏名 年 月 日生
	右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより(左記の 教科について)(教育職員)特別免許状を授与する。
	記
	年 月 日
	石川県教育委員会
	印
授与条件	
有効期間の満了の日	
	年 月 日

備考 記載方法は、普通免許状の記載方法に準じる。

様式第17号(第23条関係)

	(教育職員) 臨時免許状
	本籍地 氏名 年 月 日生
	右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより(左記の 教科について)(教育職員)臨時免許状を授与する。
	記
	年 月 日
	石川県教育委員会
	印
授与条件	
有効期間の満了の日	
	年 月 日

備考 記載方法は、普通免許状の記載方法に準じる。

様式第18号 (第23条関係)

第 号

教育職員免許状授与証明書

本 籍 地
氏 名
生年月日

上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。

記

免 許 状 種 類		
教科、事項又は領域		
免 許 状 番 号		
授 与 年 月 日		
授 与 権 者		
追 加 し た 領 域 及 び 追 加 年 月 日	領 域 名	追加年月日
根 拠 規 定		
修 了 確 認 期 限 (有効期間の満了日)		
備 考		

年 月 日

石川県教育委員会

附 則

- この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 教育公務員特例法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第八十七号)附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる者についての免許状の授与の所要資格については、なお従前の例による。

石川各市町立学校教職員の人事評価に関する規則の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成三十一年三月二十九日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第三号

石川各市町立学校教職員の人事評価に関する規則の一部の施行期日を定める規則
石川各市町立学校教職員の人事評価に関する規則(平成二十四年石川県教育委員会規則第一号)附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成三十一年四月一日とする。

石川県教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般
出 先 機 関
学校以外の教育機関

石川県教育委員会事務局等処務規程(昭和41年石川県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。
平成31年3月29日

石 川 県 教 育 委 員 会

「第七章 当直

第一節 通則(第八十二条―第八十九条)

目次中 第二節 事務処理(第九十条―第九十六条)を「第七章 削除」に改める。

第三節 引継(第九十七条)

第四節 削除

第69条第3項中「電報」を削る。

第76条第1項中「電報」を削り、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 職員は、出張用務を終えて帰庁したときは、速やかに旅行命令権者(石川県職員等の旅費に関する条例(昭和二十九年石川県条例第四号)第四条第一項に規定する旅行命令権者をいう。以下この項において同じ。)にその概要を口頭で復命するとともに、五日以内に復命書を提出しなければならない。ただし、上司に随行した場合又は用務が軽易なものであり、かつ、旅行命令権者の承認を得た場合については、復命書を省略することができる。

第77条を次のように改める。

(事務の引継ぎ)

第七十七条 職員は、休職、退職、勤務替等のため担当業務を離れる場合には、速やかに後任者又は所属長の指定する職員にその事務を引き継ぎ、かつ、その旨を所属長に報告しなければならない。

- 2 前項の事務の引継ぎは、課長及びこれに相当する職以上の職にある者並びに出先機関等の長にあつては、文書により行わなければならない。

第7章を次のように改める。

第七章 削除

第八十二条から第九十八条まで 削除

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

石川県教育委員会訓令第2号

県 立 学 校

石川県立学校処務規程(昭和41年石川県教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

石 川 県 教 育 委 員 会

目次中 「第六章 当直(第四十条・第四十一条)を「第六章 当直(第四十条―第五十一条)に改める。
第七章 雑則(第四十二条―第四十四条)」を「第七章 雑則(第五十二条―第五十四条)」に改める。

第32条第3項中「電報」を削る。

第38条第5項中「前各号」を「前各項」に改める。

第44条を第54条とし、第43条を第53条とする。

第42条中「及び当直」を削り、同条を第52条とする。

第6章中第41条の次に次の10条を加える。

(当直の勤務命令)

第四十二条 校長は、当直の五日前までに当直の日割を定め、当直を命ぜられた職員に通知するとともに、当直に服することができるよう措置しなければならない。

(当直の猶予)

第四十二条 校長は、次の各号に掲げる者の当直を一時猶予することができる。

- 一 疾病その他の事故により身体に故障のある者
 - 二 事務の都合又はやむを得ない事故により当直し難い者
- 2 日直と宿直と連続するときは、校長は、後の当直を一時猶予することができる。

(服務心得)

第四十四条 当直勤務者(以下「当直員」という。)は、みだりに校舎を離れてはならない。

- 2 当直員は、服務中当直室及び寝具、その他の備用品の清潔保持に努めなければならない。

(任務)

第四十五条 当直員は、次に掲げる事務を処理する。

- 一 物品の管守
- 二 文書の受領
- 三 校内秩序の保持
- 四 校舎及び構内の巡視
- 五 火災等非常事態に対する応急措置
- 六 前各号に定めるもののほか、校長の定める事項

(保管すべき簿冊及び物品)

第四十六条 当直員が保管すべき簿冊は、次のとおりとする。

- 一 当直日誌
 - 二 時間外一般来校簿
- 2 当直員が保管すべき物品は、次のとおりとする。
- 一 職員録
 - 二 受領又は引継ぎを受けた文書
 - 三 校長が保管を命じた物品

(文書の受領)

第四十七条 当直員は、受領した文書を次に定めるところにより処理するものとする。

- 一 特に必要があると認められる文書は、校長又は関係者に電話等によりその内容を伝え、その指示を受けること。
- 二 前号に規定する文書以外の文書は、一括して保管すること。

(校内秩序の維持)

第四十八条 当直員は、職員その他の者の出退勤及び校舎内への出入を取り締まるとともに、校内秩序の保持を図らなければならない。

- 2 当直員は、職員以外の者の出入については特に留意し、校内秩序の保持又は校舎の管理上支障があると認めるときは、その者の退去を命じなければならない。
- 3 当直員は、来訪者のあつた場合は、その旨を当直日誌に記載しなければならない。

(校舎警備)

第四十九条 当直員は、校舎の警備及び管理のための必要に応じ自ら校舎の内外を巡視及び警備に当たらなければならない。

- 2 当直員は、校舎の内外に異常を発見したとき、又はその他からその旨の通知を受けたときは、その旨を確認するとともに応急の措置をとらなければならない。

(非常事態の通報)

第五十条 当直員は、校舎及びその附近に火災その他秩序維持についての重大な事件が発生したときは、事件の内容により校長に速報して、その指揮を仰ぐとともに、必要があるときは自ら応急措置を講じなければならない。

(引継)

第五十一条 当直員は、第四十八条第二項に規定する措置を取つたとき、第四十九条第二項に規定する異常のあつたとき及び前条に規定する事件のあつたときは、そのてん末を当直日誌に記載しておかなければならない。ただし、処理した事件が特に軽易な事項であると認められたときは、この限りでない。

- 2 当直員は、当直すべき時間が終わつたときは、校長が指定する者又は次の当直員に保管すべき簿冊及び物品を点検照合して引き継がなければならない。
- 3 当直員は、当直すべき時間経過後であつても、引継ぎを終了するまでその勤務を継続しなければならない。

附 則

(この訓令は、平成31年4月1日から施行する。)

